

# 人権に関する基本方針

当社は、企業活動のあらゆる場面において人権を尊重することで、持続可能な社会の発展に貢献します。

その考え方を「人権に関する基本方針」として定め、これを遵守いたします。

## 1. 強制労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いませぬ。従業員が自由意思に基づいて就労し、雇用を自ら終了する権利を尊重します。

## 2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就労年齢に満たない児童を雇用せず、就労させません。また、18歳未満の若年従業員を健康・安全・道徳が損なわれる恐れのある業務には従事させません。

## 3. 労働時間

国際的な基準を考慮した上で、従業員の労働時間（超過勤務・休日を含む）を適切に管理するとともに、過重労働による心身の健康障害の発生防止に努めます。

## 4. 適切な賃金

最低賃金、法定給付・控除、時間外労働等に関する法令要件を遵守した給与規程を定め、従業員に賃金を直接支給します。不当な賃金の減額を行いません。

## 5. 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を行いません。また、組織としての予防対策を実施します。

## 6. 差別の排除

従業員の雇用において、人種・国籍・民族・性別・性的志向・性自認・障がいの有無・年齢・宗教などに基づく差別は行いません。

## 7. 結社の自由、団体交渉権

従業員個人の意思に基づいて労働組合を結成する権利、および参加・不参加を選択する権利を尊重し、効果的な団体交渉権の行使を容認します。会社はその代表者との建設的な対話を通じ、誠意をもって交渉にあたります。

2025年4月1日

株式会社システックキョーワ  
代表取締役社長 谷川 信彦